

社外サプライヤーの管理義務について  
安全衛生



パークレイズは、当社従業員はもとより取引業者の皆様、お客様、当社においでになる方、一般の方々など、当社の事業に影響を受けるすべての方の安全衛生に対して明確な責任を負っています。

パークレイズは従業員の安全と健康を守り、労働災害や業務上疾病を防止する安全な職場環境を提供・維持し、心の健康作りを促進するよう努めています。また、各国での法令遵守は絶対条件と見なしていますが、適切と思われる場合には基本的な基準を絶えず見直しながら実践し、必要に応じて安全衛生に関する重大なリスクを低減するよう努めています。

また、パークレイズの名前で行われるあらゆる活動は、それぞれの法的管轄区で定められた、安全衛生に関するすべての法律や規制の要件に準拠していなければなりません。当社の目的は、グループ CEO が承認している「パークレイズの安全衛生指針に関する決意表明」に示されています。当社は、安全衛生に関するリスクに対応するために管理目標を設定し、安全衛生マネジメントを実行するために基本的な必須基準を構築しました。パークレイズの安全衛生に関する各指針および基準は、下記の項目が確実に履行されるよう、国際的に広く普及している安全衛生マネジメント システムに基づき策定されています。

- サービスを安全に提供するため、明確に整理された安全衛生マネジメント体制を実施する。なおこの体制は安全衛生に関するグループの基本的な基準も定めるものである。
- 安全に関する問題について、各個人がリーダーシップを発揮し、あらゆる役職の従業員が日常業務の一環として安全衛生に関する責任を確実に果たせるようにする。
- 安全衛生マネジメントをサポートするため、十分なアドバイスと適切な手段を提供する。
- 安全衛生に影響を与える問題について従業員と相談し、彼らが業務上のリスク管理に関わるよう奨励する。
- 法が定める基準を守ることは最低限の条件であり、適切と思われる場合はより厳格な安全衛生基準を推進するよう努める。
- 安全衛生に関する危険を積極的に見つけ、適切な管理を導入して、業務上のリスクを低減する。
- それぞれの担当業務や責務に応じて、安全衛生の十分な情報、指導、研修、監督をすべての従業員に対し確実に提供する。
- 安全衛生の実施成績をモニターして、安全衛生体制を定期的にチェックし、その結果を成績の継続的な向上に役立てる。
- 従業員の心身の健康を促進する。



管理項目	管理詳細	重要な理由
1. 安全衛生マネジメント	<p>サプライヤーは、その業務上の安全衛生リスクを管理するための、明確な安全衛生マネジメント システムを備えていなければなりません。</p> <p>サプライヤーは自身の費用負担により、パークレイズの推奨社外評価プログラム*により、安全衛生事前資格審査を受けなければなりません。</p> <p>サプライヤーはプログラム登録から6ヶ月以内に、安全衛生リスク評価で、「低リスク」を達成しなければなりません。</p> <p>事前資格審査で「高リスク」評価を得た場合、安全衛生監査を受ける必要があります。</p> <p>契約期間中は、プログラム登録を継続し、「低リスク」評価を持続しなければなりません。</p> <p>*イギリス国内に限る:SSIP の承認プログラムへ継続的に参加しているサプライヤーの場合、これにより安全衛生管理能力が認証されていると見なすことも可能です。</p>	<p>パークレイズは、従業員やお客様が安全にサプライヤーと業務を行いサービスを受けられるよう、安全衛生マネジメント システムを有し、それを実施する能力のあるサプライヤーとのみ取引する責任を負っています。</p> <p>安全衛生への適切な対応が取られていることを示すため、サプライヤーは自社の安全衛生プログラムが、パークレイズの安全衛生担当部門の基準を満たしていることを証明する必要があります。</p> <p>詳細については SSIP のリンクを参照してください：<a href="http://SSIP.org.uk/members/">http://SSIP.org.uk/members/</a></p>
2. 安全衛生管理能力	<p>サプライヤーは、事業を展開する法的管轄区内において、安全衛生に関する適切なアドバイスと支援を受ける手段を有していなければなりません。</p> <p>またサプライヤーは、業務（下請けを含む）の安全衛生に責任を持ち、作業現場において請負企業の代表として行動する、適切な監督官を任命しなければなりません。</p> <p>自営業者などの場合は、本人を監督官として指定することも可能です。</p>	<p>サプライヤーは、安全衛生に関する責務を果たせるよう、安全衛生に関する適切なアドバイスを得る手段を有している必要があります。</p> <p>適切な監督官とは、必要な技能、知識、経験を有し、必要に応じて法律で認められる資格を持つ、安全衛生を監督できる個人を指します。</p> <p>安全衛生基準に沿って作業が最後まで確実に行われるよう、監督官が現場のスタッフに対して責任を持ち、下請業者の業務監督として行動する必要があります。</p>
3. 研修	<p>サプライヤーは、その従業員がパークレイズの現場において何らかの業務を行う場合、事前に適切な研修を受け、能力を備えているようにしなければなりません。</p>	<p>サプライヤーは次の各項目を実現するため、安全衛生に関する情報や研修を、従業員や下請業者に提供する必要があります。</p>

	<p>またあらゆる業務について、従業員が安全衛生に関して十分な指導を受け、業務を安全に行うため適切な知識が提供されていることを示さなければなりません。</p> <p>パークレイズが研修の記録や認定証を求めた場合は、直ちに提出できるようにしておく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康を害するリスクを負うことのない、安全な働き方をスタッフが確実に理解する。</li> <li>安全で健康的な働き方が全員の習慣となるような、安全衛生に対する前向きな社風を確立する。</li> <li>従業員の安全衛生を守るため、法的責任を果たす。</li> </ul>
4. 法令遵守	<p>サプライヤーは、パークレイズへサービスを提供する法的管轄区内で適用される、あらゆる安全衛生関連の法律を把握する手順を必ず備えていなければなりません。</p> <p>サプライヤーは当該法的管轄区において適用されるあらゆる安全衛生関連の法律を遵守し、法律が求める条件に沿っていることを確認する手順を備えていなければなりません。</p> <p>常に国内法を確認し、パークレイズに提供するサービスに影響を与える法律や規制が新たに制定された場合は、パークレイズが受ける可能性がある影響を確認し、サプライヤー担当マネージャーまで報告しなければなりません。</p>	<p>パークレイズは業務における法令遵守に務めています。</p> <p>起訴を防ぐため、サプライヤーは事業を展開する国の規制をしっかりと把握し、法令遵守を達成するための手順を備えておく必要があります。</p>
5. 業務運用管理	<p>サプライヤーは、パークレイズの社内基準や適切な業界基準、各国のベストプラクティスなど、安全衛生に関するその他の要件を把握し、運用しなければなりません。</p> <p>すべてのサプライヤーおよび下請業者は、従業員が「パークレイズ安全衛生業務運用に関する基本要件マニュアル」（添付参照）を把握し、これを確実に遵守するようにしなければなりません。</p> <p>安全衛生に関して各国の法が定める要件が、パークレイズのグローバルな安全衛生に関する基本対策よりも厳格な場合、法的要件が優先します。</p>	<p>「パークレイズ安全衛生業務運用に関する基本要件マニュアル」は、安全衛生管理対策の基本的な基準を確実に守り、当該国に関連の法律があるかないかに関わらず、関係者を危害から守るため作成されました。</p> <p>サプライヤーは、パークレイズの基本的な基準を超える法律要件がある場合、従業員や下請業者がこれを遵守し、基本的な基準を常に上回るよう努める必要があります。</p>
6. 作業安全システム	<p>サプライヤーおよびその下請業者は、実施するすべての業務が、各作業に個別のリスク評価と実施計画書に基づいて行われるようにしなければなりません。</p> <p>各作業に個別のリスク評価により、その作業や作業を行う現場環境に関連した危険とリスクを特定し、それらの危険を解消または低減するための安全管理対策を策定します。</p>	<p>作業安全システムは、体系的な作業実施に由来するもので、危険を特定し作業手法を具体化して、人への危害を防ぎ、安全衛生マネジメントを継続的に実施する手段を確保するための手順書です。</p> <p>作業を開始する前に、作業者は関連したリスク評価や実施計画書、必要な管理対策を熟知しなければなりません。</p>

	<p>実施計画書には、その作業を安全に完了させる方法を記載し、リスク評価に詳述されている作業の管理対策を含めなければなりません。実施計画書には最低でも下記の項目を記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業実施方法の段階的な概要説明</li> <li>● 運用手段の詳細（道具、消火器など）および必要な労働力</li> <li>● 作業予定期間、現場責任者および連絡先</li> <li>● 絶縁が必要なあらゆるもの（電気系統、火災報知器、警報器など）</li> <li>● 必要な特定の個人用防護具</li> <li>● 必要な許認可</li> <li>● 廃棄物に関する条件</li> <li>● 緊急時対応</li> </ul>	<p>繰り返し行われる業務の場合、作業ごとのリスク評価および実施計画書は包括的なもので構いませんが、作業実施現場および環境は作業開始前に検討しなければなりません。</p>
<p>7. 下請業者管理</p>	<p>サプライヤーは、いずれの下請業者も作業を完了させる能力を有し、正式な安全衛生マネジメント対策を備えているようにしなければなりません。サプライヤーは、下請業者が適切な安全衛生対策を備えていることを確認するため、正式な事前資格審査を実施しなければなりません。</p> <p>また下請業者が導入する安全衛生管理に関する現在の実施成績を監視し、適切な実施証拠書類が保持されているようにしなければなりません。</p>	<p>元請業者が、パークレイズに対するサービスの提供に下請業者を使う必要がある場合、下請業者が安全衛生に対するリスクを発生させることなく、その業務を安全に実施するための十分な技能、知識を有し、安全衛生への適切な対応（パークレイズの基準を満たす）を取っていることを確認する責任を負っています。</p>
<p>8. 検査</p>	<p>作業分野および業務について定期的な安全衛生検査を実施し、履行状況、資料、作業の質を確認しなければなりません。検査はすべて記録し、改善の余地が発見された場合はそれに適切に対処したことを記載します。なお、パークレイズが記録の提出を求めた場合に、提出できるようにしておく必要があります。</p>	<p>法律およびパークレイズが定める要件を常に遵守するには、サプライヤーが自らの業務をチェックすることで、一定の LOA（保証レベル）を維持しておくことが重要です。</p> <p>パークレイズは、検査報告や精度を確実なものとするため、サプライヤーの業務について管理監督を強化する予定です。</p>

<p>9. 事故報告</p>	<p>あらゆる事故、事件、ニアミス、偶発的な事故回避などは、その詳細をパークレイズに報告し、パークレイズの安全衛生に関する事故報告システムに記録しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡事故、労働災害、休業災害は、直ちに最も迅速な方法で報告する</li> <li>● 医療処置や救急処置が取られた場合、ニアミスが発生した場合は、事故発生から 24 時間以内に報告する</li> </ul> <p>サプライヤーの業務実施に起因する、スタッフおよび下請業者に関連する事故、さらにその他の人（パークレイズの従業員と顧客を含む）に与えた危害に関する調査の実施は、サプライヤーの責任です。</p> <p>サプライヤーの従業員が事故を起こし、捜査当局に報告義務がある場合、当該国の捜査当局へ報告はサプライヤーの責任です。なお、報告提出の確認書はパークレイズ SRM にも提出しなければなりません。</p>	<p>パークレイズは、当社の業務により影響を受けるすべての人に配慮する責任を負っており、当社の業務に関連して発生したあらゆる事故を把握しておく必要があります。</p> <p>事故を特定し、効果的に調査することにより、パークレイズは同種類の事故を防ぐ措置を講じることができます。事故が発生したら、サプライヤーは次の通りパークレイズに事故報告書を提出しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故の第一報（書面による基本的な報告事項）は、発生から 24 時間以内</li> <li>● 中間報告は、第一報から 5 営業日以内</li> <li>● 最終報告は、事故発生から 10 営業日以内（事故の解決、または調査の完了に必要なその後の措置を含む）</li> </ul>
<p>10. 報告</p>	<p>サプライヤーは業績評価指標を使用して、安全衛生の実施成績を追跡・監視する必要があります。</p> <p>サプライヤーは次の各指標を設定しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先行指標（例：法定計画予防整備スケジュール、検査、リスク評価の完了、調査、研修、修正措置の完了。）</li> <li>○ 遅行指標（例：疾病、ニアミスなどを含む事故）</li> </ul> <p>すべての指標は、傾向を把握し、今後向上を必要とする分野を特定するために分析しなければなりません。指標は定期的（最低でも四半期毎）に SRM に報告しなければなりません。</p>	<p>健康および安全を確保するため、安全衛生管理の効率および安全衛生マネジメントシステムの総合的な実施成績が、リスク指標および、協定マネジメント・ビジネス情報（MI/BI）報告・モニター基準により測定・モニターされます。</p> <p>また、安全衛生の実施成績を測定することにより、パークレイズは向上が可能な分野を特定し、人へ危害を与えるリスクの低減を常に目指すことができます。</p>